

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

- 人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及びフレックスタイム制の更なる柔軟化について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

法案概要

1. 給与改定

①月例給 【令和5年4月から改定】

民間給与との較差3,869円を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定（平均改定率1.1%）（初任給については、大卒11,000円、高卒12,000円の引上げ）

指定職職員（本省の部長、審議官級以上）については、2,000～3,000円の引上げ改定

②特別給（ボーナス） 【令和5年12月期から改定】

一般の職員 年間4.40月分 → 4.50月分（0.10月分引上げ）

指定職職員 年間3.30月分 → 3.40月分（0.10月分引上げ）

③在宅勤務等手当の新設 【令和6年4月から実施】

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当（月額3,000円）を新設

2. フレックスタイム制の更なる柔軟化 【令和7年4月から実施】

一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。

（注）現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの

3. 施行期日

1. は公布の日（一部の規定は令和6年4月1日）
2. は令和7年4月1日